

	行政文書の名称	不開示部分の概要	不開示の理由
①	茨城県立中央病院原子力災害避難計画(平成30年10月)	「茨城県立中央病院緊急連絡表(総括表)における職員個人の電話番号 P.10~11	茨城県情報公開条例第7条第2号
		緊急連絡先の一部 P.9	茨城県情報公開条例第7条第6号 緊急時の連絡先が明らかとなることで、有事等の際の効果的な業務の遂行に支障を来す可能性があるため
		避難先病院名、避難手段の一部、避難経路 P.9、.13~18	茨城県情報公開条例第7条第5号及び6号 ・今後も実行性のある計画にするための検討が必要で有り、現時点の情報を公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせることが予想されるため。 ・避難先病院は、他病院とも調整を現在行っていることから、病院名を明らかにすることにより、避難計画の策定に支障を及ぼす恐れがあるため。
②	茨城県立こころの医療センター原子力災害避難計画(平成31年3月)	緊急連絡表における職員個人の電話番号 P.9	茨城県情報公開条例第7条第2号
		緊急連絡先の一部 P.8	茨城県情報公開条例第7条第6号 緊急時の連絡先が明らかとなることで、有事等の際の効果的な業務の遂行に支障を来す可能性があるため
		避難先病院名、避難手段の一部、避難経路 P.8、.11~16	茨城県情報公開条例第7条第5号及び6号 ・今後も実行性のある計画にするための検討が必要で有り、現時点の情報を公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせることが予想されるため。 ・避難先病院は、他病院とも調整を現在行っていることから、病院名を明らかにすることにより、避難計画の策定に支障を及ぼす恐れがあるため。

(参考)

茨城県情報公開条例第7条第2号

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

茨城県情報公開条例第7条第5号

県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

茨城県情報公開条例第7条第6号

県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの